

令和3年度

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障関係経費

【歳入】

(単位:千円)

項目	予算額
地方消費税交付金	106,000
うち社会保障財源化分	43,000

【歳出】社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

事業名	予算額	財源内訳		
		特定財源	一般財源	
社会福祉	高齢者福祉事業	6,433	3,557	2,876
	児童福祉事業	76,112	61,461	14,651
	障がい者福祉事業	172,474	124,416	48,058
	母子福祉事業	5,463	1,101	4,362
	小計	260,482	190,535	69,947
社会保険	国民健康保険事業	56,127	40,004	16,123
	介護保険事業	80,669	33,003	47,666
	後期高齢者医療保険事業	62,342	12,185	50,157
	国民年金事業	51	51	0
	小計	199,189	85,243	113,946
保健衛生	ひとり親家庭医療給付事業	1,426	773	653
	乳幼児医療給付事業	3,423	1,794	1,629
	予防事業	30,687	6,260	24,427
	診療所事業	120,224	10,000	110,224
	小計	155,760	18,827	136,933
合計	615,431	294,605	320,826	
	一般財源のうち地方消費税交付金(社会保障財源化分)			43,000

この表は、改正地方税法第72条の116第2項(地方消費税の用途)の規定により、増収となる地方消費税交付金の用途については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされているため、その経費を明示したものである。

※社会保障4経費その他社会保障施策

社会保障4経費・・・子ども・子育て、医療、介護、年金に係る経費

その他社会保障施策・・・社会福祉・社会保険・保健衛生

「社会福祉」・・・児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障がい者福祉など

「社会保険」・・・国民健康保険、介護保険、年金など

「保健衛生」・・・医療、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策など